

公益社団法人福知山市文化協会 個人情報保護規程

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人福知山市文化協会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いについて基本的な事項を定めるとともに、自己の個人情報の開示等を求める権利を明らかにすることにより、本会の事務及び事業の適正かつ円滑な運営と個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- （2）個人情報データベース等 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。
- （3）個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- （4）保有個人データ 本会が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するデータであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- （5）本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- （6）匿名化 個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

（本会の責務）

第3条 本会は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

（利用目的の特定）

第4条 個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないものとする。

（利用目的外の利用の制限）

第5条 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、取り扱ってはならないものとする。

2 合併その他の事由により他の公益法人等から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（3）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第3章 個人情報の取得の制限等

（取得の制限）

第6条 個人情報は、偽りその他不正の手段により取得してはならないものとする。

2 次に掲げる個人情報は、取得してはならないものとする。

（1）人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となる恐れのある事項

（2）思想及び信条

（取得に際しての利用目的の通知等）

第7条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 前項にかかわらず、本人から直接書面（電子的方式等、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要

がある場合は、この限りでない。

３ 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

４ 前３項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。

（１）利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（２）利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本会の権利利益又は正当な利益を害するおそれがある場合

（３）国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（４）取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第４章 個人データの適正管理

（正確性の確保）

第８条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内で、正確かつ最新の内容を保つよう努めるものとする。

（廃棄等）

第９条 個人データが、不要となった場合には、第１７条に規定する個人情報保護管理責任者の指示に従い、当該個人データの復元又は判読不可能な方法により、当該個人データの消去又は廃棄を行うものとする。

（安全管理）

第１０条 個人データは、漏えい、滅失、き損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

（委託に伴う措置）

第１１条 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な措置を行うものとする。

（提供の制限）

第１２条 個人データは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合を除く。

（１）法令に基づく場合

（２）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（３）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を

遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 2 前項に定めるもののほか、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、その他第三者提供に関する場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第2項から第5項の定めるところによる。

第5章 保有個人データの開示、訂正等

（開示）

第13条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。）を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

（1）本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（2）本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

（3）他の法令に違反することとなる場合

- 2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対して、遅滞なく、その旨を通知するものとする。
- 3 開示は、書面の交付、又は開示の求めを行った者の同意のもとでの閲覧等による方法とするものとする。

（訂正等）

第14条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

- 2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

（開示等の求めに応じる手続）

第15条 第13条第1項又は第14条第1項の規定による求め（以下「開示等の求め」という。）を受ける場合には、当該開示等の求めを行おうとする者（以下「開示等請求者」という。）に対し、次の事項を記載した書面の提出を求めることができる。

- (1) 開示等請求者の氏名及び住所
- (2) 開示等請求の趣旨及び理由
- (3) 開示等請求をしようとする保有個人データを特定するに足る事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本会が定める事項

2 開示等の求めは、本人のほか、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人によって行うことができる。

3 第1項の場合において、本会は、開示等請求者に対して、当該保有個人データの本人であること（前項の規定による開示等請求者にあつては、開示等請求に係る保有個人データの本人の代理人であること）を示す書類の提示、又は提出を求めることができる。

(手数料)

第16条 本人から、第13条第1項の規定による開示を求められたときは、作成及び送付に要する費用を勘案して合理的であると認められる範囲において、当該事務の実施に関し、手数料を徴収することができる。

第6章 体制等

(個人情報保護管理者)

第17条 本会は、個人情報の適正な取扱いに関する事務を総括する者として、個人情報保護管理者を置くものとする。

2 個人情報保護管理者は、事務局長とする。

3 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るため、職員研修をはじめ会員への啓発に努めるものとする。

(苦情対応)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うため、個人情報保護管理者を苦情処理担当者として指名し、その処理に当たるものとする。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人福知山市文化協会の設立の登記の日から施行する。